

北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する審査等のため、北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）審査基準の作成に関すること。
- （2）プロポーザルを行った者の中から、受注候補者を選定すること。
- （3）その他受注候補者の選定に関し必要な事項に関すること。

（組織及び委員）

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者により組織する。

2 委員は14人以内とする。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託を契約するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、会長は副市長の職にある者が当たり、副会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が召集し、会長は、委員会の座長となり会議を主宰する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

4 会長は、必要に応じて、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、プロポーザルの内容その他審査に関する事項について、秘密を漏らしてはならない。

(責務)

第8条 委員は、プロポーザルに参加する事業者に対して、助言、指導その他の援助を行ってはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、北杜未来部政策推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年4月22日から施行し、北杜市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）策定業務委託契約を締結した時をもって廃止する。

別表（第3条関係）

副市長	産業観光部長
北杜未来部長	建設部長
企画部長	教育部長
総務部長	上下水道局長
市民環境部長	北杜未来部政策推進課長（兼庶務）
福祉保健部長	企画部財政課長
こども政策部長	企画部管財課長